

改 正 後	現 行
第 2 章 審査の方法等	第 2 章 審査の方法等
第 1. 供給約款料金原価の算定に関する審査 1. 総原価の算定に関する審査 (営業費等) (1) 営業費等は、<u>営業費等の項目ごとに</u>、算定規則第 4 条及び第 5 条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めるとともに、値上げ認可時については、次のとおり審査する。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>合成メタン等調達費相当金</u>については、算定規則別表第 1 第 1 表 (1) に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。 ⑦ 需要調査・開拓費 ア、(略) イ、需要開拓費については、算定規則別表第 1 第 1 表 (1) に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、<u>合成メタン等調達費相当金に係る収入額が適切に控除されているか否か</u>、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。 ⑧・⑨ (略)	第 1. 供給約款料金原価の算定に関する審査 1. 総原価の算定に関する審査 (営業費等) (1) 営業費等は、営業費等の<u>各項目ごとに</u>、算定規則第 4 条及び第 5 条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めるとともに、値上げ認可時については、次のとおり審査する。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>バイオガス調達費</u>については、算定規則別表第 1 第 1 表 (1) に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。<u>その際、バイオガス調達量については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成 21 年法律第 72 号) に基づく告示の利用目標を踏まえて妥当であるか否かを確認する。</u> ⑦ 需要調査・開拓費 ア、(略) イ、需要開拓費については、算定規則別表第 1 第 1 表 (1) に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。 ⑧・⑨ (略)

(2) ～ (5) (略) 2 . ～ 4 . (略) 第 2 . (略)	(2) ～ (5) (略) 2 . ～ 4 . (略) 第 2 . (略)
---	---